東京都北区文化芸術活動拠点レジデンススペース入室者募集要項

東京都北区文化芸術活動拠点「ココキタ」(以下、「文化芸術活動拠点」という。)のレジデンス (長期貸し)スペースに入室を希望される方は、「本募集要項」、「レジデンススペース使用申請書」を必要書類と一緒にご提出ください。その後、一次審査(書類審査)、一次審査通過後に二次審査(面 接審査)を受けていただき、入室の可否を決定します。

1、施設所在地

・東京都北区豊島5-3-13 (旧豊島北中学校) 都営バス [豊島六丁目] または [豊島五丁目団地] 下車 徒歩3分

【王子駅前より豊島五丁目団地行、宮城循環、西新井駅行】

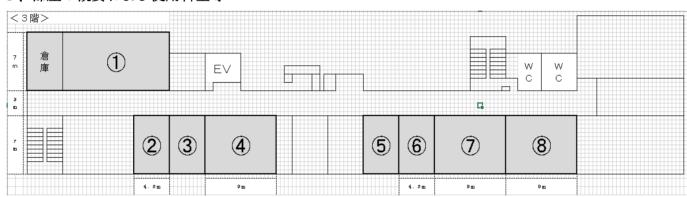
【赤羽駅東口より豊島五丁目団地行(王57路線)】

【池袋駅東口より西新井駅行(王40路線)】

2、募集部屋数

•8室(約94㎡×1室、約63㎡×3室、約30㎡×4室)

3、部屋の概要および使用料金等



月額50,000円

月額15,000円

月額15,000円

月額30,000円

月額15,000円

月額15,000円

月額30,000円

月額30,000円

月額20,000円

月額 5,000円

月額 5,000円

月額10,000円

月額 5,000円

月額10,000円

月額10,000円

5,000円

月額

- (1) 使用料(原則として還付しません)
- ①レジデンススペース 3-A (94㎡タイプ倉庫付)
- ②レジデンススペース3-C1(30mgタイプ)
- ③レジデンススペース 3-C2 (30 m²タイプ)
- ④レジデンススペース 3-D (6 $3 \text{ m}^2 9 4 7$)
- ⑤レジデンススペース3-G (30㎡タイプ)
- ⑥レジデンススペース 3-H (30 ㎡タイプ)
- ⑦レジデンススペース 3 I (63 m²タイプ) ⑧レジデンススペース3-J (63㎡タイプ)
- (2) 共益費 (原則として還付しません)
- ①レジデンススペース 3-A (94 m²タイプ倉庫付) ②レジデンススペース 3-C1 (30 m²タイプ)
- ③レジデンススペース3-C2(30mg/4プ)
- ④レジデンススペース 3-D (63 m²タイプ)
- ⑤レジデンススペース3-G (30 m²タイプ)
- ⑥レジデンススペース 3-H (30 m²タイプ)
- ⑦レジデンススペース 3-I (63 m²タイプ) ®レジデンススペース3-J (63 m²タイプ)
- ・30㎡タイプは仕切り上部が開放型で、空調は隣室との共用となります。63㎡タイプと94㎡タイプ の空調は個別空調です。
- ・電源コンセントは各部屋に設置してあります。
- (3)使用時間
- ・午前9時から午後9時まで使用できます。なお、施設の管理上、午後9時までにはご退出いただきま す。また、施設の保守点検等のため利用が制約されることがあります。
- (4) 休館日
- ・12月29日から1月3日まで
- ※レジデンススペース以外は毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその日以後の直近の祝日でない日)も 休館日となります。
- (5) 保証金
- ・月額使用料の2ヶ月分
- ※保証金をお支払いいただけない場合は入室できません。
- ※保証金と使用料の相殺はできません。また、保証金に関する債権を第三者に譲渡したり、債務の担保 とすることはできません。

(6) その他

- ・契約にあたり、火災保険への加入及び連帯保証人を指定いただきます。
- ・北区文化振興財団は、電気料金を含む光熱水費を負担します。ゴミ処理費、各室の電話・インターネット通信費等は負担いたしません。
- ・毎月月末までに翌月分の使用料と共益費を指定する方法で納付いただきます。
- ・駐車場はありません。(荷物の積み下ろし用のスペースはあります。)

4、応募資格(入室対象)

- ・次の要件を全て満たす個人または団体であること。
- (1) 北区の文化芸術の活性化に貢献する活動を行う方。
- (2) 北区内で文化芸術活動を行おうとする方。
- (3) 使用期間終了後も北区内において引き続き文化芸術活動を行う意思がある方。
- (4) 使用料の支払能力がある方。
- (5) 入室後の施設使用の形態が近隣住民の生活に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、施設の管理運営に支障がないと認められる方。
- (6) 2017年10月1日以降に、レジデンススペースの使用承認を受けたことが2回未満である方。 ※単なる名称変更など、過去に使用承認を2回以上受けた方と殆ど同一であると認められる方は、 応募できません。
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団員は応募できず、応募団体の構成員にもなれません。

5、入室期間

- ・1年を単位として3年以内。
- ※賃貸借契約は北区と北区文化振興財団との定期建物賃貸借契約に基づく転貸のため、北区との契約が 更新できない若しくは解除となった場合には、契約期間内でも退室していただきます。

6、使用条件

- ・使用にあたっては下記の事項を遵守してください。
- (1) 文化芸術活動拠点で行われるイベント・事業に積極的に協力すること。特に、1年に1回、北区 文化振興財団が指定する成果発表事業には、必ず専門の文化芸術技能を活かした参加をすること。
- (2) 文化芸術活動拠点への見学・視察・取材等に協力すること。
- (3) 文化芸術活動拠点を設置の目的以外に使用しないこと。特に、使用の権利を第三者に貸し付け、 又は譲渡してはならない。
- (4) 施設利用者や近隣住民に迷惑をかけず、生活を乱さないこと。
- (5) 無断でレジデンススペースの模様替えその他の工作を加える行為をしないこと。
- (6)無断で危険、有害、不潔、悪臭等他人に迷惑を及ぼす物の持込み(犬猫等の飼育も含む。)をしないこと。また、文化芸術活動拠点に損害を与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (7) 文化芸術活動拠点内で宿泊しないこと。
- (8) 無断で文化芸術活動拠点内で行事、集会、販売活動および宣伝等の勧誘行為を行わないこと。
- (9)他のレジデンススペース使用者に迷惑をかけないこと。
- (10) 文化芸術活動拠点を滅失・毀損した場合は原状回復の上、損害額を賠償すること。
- (11) レジデンススペースの使用権は第三者に貸し付けたり、譲渡しないこと。
- (12) レジデンススペースを1ヶ月以上使用しない場合は事前に連絡すること。
- (13) 構成員に変更があったときは北区文化振興財団に連絡すること。
- (14) 職員が管理上必要な場合に行う指示には従うこと。
- (15) 年度末までに年間活動報告書を提出すること。更に、契約最終年度には全体を総括すること。

7、退室条件

- ・下記の事由に該当する場合は退室することを条件とします。この場合において使用者が被った損害について北区文化振興財団はその責任を負いません。
- (1) 偽りその他不正の行為により使用承認を受けたことが判明したとき。
- (2) 正当な理由がなく2ヶ月以上レジデンススペース使用料および共益費を滞納したとき。
- (3) 正当な理由がなくレジデンススペース使用者が無断で文化芸術活動拠点から退去したとき。
- (4) 正当な理由がなく長期間文化芸術活動拠点を使用しないとき。
- (5) レジデンススペース使用者(団体である場合は構成員の一部を含む)の故意または過失により文化芸術活動拠点を著しく棄損し、または文化芸術活動拠点内で火災を発生せしめたとき。
- (6) レジデンススペース使用者(団体である場合は構成員の一部を含む)またはその会員等が、暴力 団組織の組員またはこれに類する組織に属する人物であるとき。
- (7) 正当な理由がなく使用料および共益費の支払いをしばしば遅延し、その遅延が信頼関係を著しく 害すると認められるとき。
- (8) レジデンススペース使用者が支払不能の状態に陥り、または破産の申立てをし、もしくは受けたとき。
- (9) レジデンススペース使用者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分を受ける等信用が悪化したと認められたとき。
- (10) 使用条件に違反し、注意または是正の勧告に応じないとき。

- (11) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (12) 北区文化振興財団の信用、名誉を傷つける等不信の行為があったとき
- (13) 地震等の災害により北区と北区文化振興財団との定期賃貸借契約が終了、解除となったとき。
- (14) 法令もしくは行政上の処分により文化芸術活動拠点が使用不能になったとき。
- (15) 公益財団法人北区文化振興財団文化芸術活動拠点管理規定および同施行要項もしくは定期賃貸借 契約に定める解除条項に該当したとき。

8、返却条件

- ・退室時には下記の条件に従ってご退室ください。
- (1) 退室時には職員が立ち会いますので、退室日の2ヶ月前までに届け出てください。
- (2) 原状回復の上、退室願います。原状回復していない場合は、修繕費等を請求する場合がありま
- (3) 保証金は退室時にお返しします。ただし、未納の使用料、共益費、原状回復に要する費用等の 使用者が負担するべき費用がある場合は保証金からこれらの費用を控除した後にお返しします。 なお、保証金には利子はつきません。
- (4) 保証金の額が使用者の負担するべき費用の額に満たない場合は不足している額を請求します。
- (5) 退室後に残っている荷物等は北区文化振興財団が処分し、処分にかかった費用を請求します。
- (6) レジデンススペースにかけた有益費、必要費、移転料等は請求できません。
- (7) レジデンススペースに残っている物品の所有権は北区文化振興財団に移ります。
- (8) 退室時には、貸与した鍵その他の物品全てを直ちに返却してください。

9、募集期間

·2021年6月1日(火)~2021年6月30日(水)

※持参または郵送にて6月30日(水)17時までに必着

10、施設内覧

- ・文化芸術活動拠点の施設内覧会を行います。
- (1) 日時
- 2021年6月13日(日)14時00分~15時00分
- 2021年6月18日(金)18時30分~19時30分
- ※レジデンススペースは現在使用中です。現使用者の了承が得られない場合には、入室いただく予定の お部屋の類似施設をご覧いただきます。
- (2) 申込方法
- ・北区文化振興財団レジデンススペース入室者募集担当(03-6338-5711)までお申し込み ください。

11、入室者の選考・決定

- (1)一次審査として書類審査を行います。
- (2) 一次審査通過者に対して二次審査として面接審査を行い、入室者を決定します。
- (3) 二次審査の日程は2021年8月19日(木)を予定しています。
- (4)入室者決定は2021年9月を予定しています。
- (5) 北区文化振興財団事務局より代表者に結果を通知します。
- ※審査結果につきましては、いかなる質問にもお答えできません。

12、入室契約

- ・契約日は2022年4月1日となります。
- ・契約は定期賃貸借契約となります。

13、施設概要

- (1) 1階にカフェがあります。※現在、新型コロナウイルスのため休止中です。
- (2) 2階に有料で使用できる印刷製版機・コピー機・大判プリンターがあります。
- (3)トイレ、洗い場は共用です。
- (4) 建物入口付近に自転車置場があります。
- (5) 2階と4階は時間貸しのレンタルスペースです。レジデンススペース使用者は、レンタルスペー ス利用時に5割の減額措置があります。
- (6) 施設のある豊島五丁目団地周辺は土壌汚染(ダイオキシン類)の覆土処理がされています。

14、募集スケジュール

- ・2021年 6月 1日~ 6月30日17時まで 申請受付
- 6月13日・6月18日 2021年 施設内覧会
- 一次審査(書類審査)結果通知 二次審査(面接審査) · 2021年 7月中旬
- · 2021年 8月19日 2021年 9月上旬 入室候補者決定通知
- 11月初旬までに 12月初旬 · 2021年 保証金納入 · 2021年 入室者決定 · 2022年 1月~3月下旬 契約締結
- 2022年 4月 1日 入室開始、使用料納付

15、提出書類

- ・個人の場合
- (1) レジデンススペース使用申請書
- (2) 文化芸術活動の概要がわかるもの(チラシ、パンフレット、作品の写真等)
- (3) 募集要項への同意書(この書類)
- ・団体の場合
- (1) レジデンススペース使用申請書
- (2) 規約
- (3) 文化芸術活動の概要がわかるもの (チラシ、パンフレット、作品の写真等)
- (4) 団体の役員名簿・会員名簿
- (5) 募集要項への同意書(この書類)
- ※レジデンススペース使用申請書はココキタで配布しています。また、ココキタホームページから もダウンロードできます。

16、申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項およびホームページをよくお読みください。
- (2) 申請書類は全て記入してください。なお、提出書類に不備がある場合、受理できないことがあります。
- (3) 申請書類および添付書類は返却いたしません。
- (4) 申請は一使用申請者につき一室に限ります。
- (5) 選考の結果は書類にて通知します。審査結果へのご質問にはお答えできません。

17、個人情報の取扱い

- (1)申請書類については、公益財団法人北区文化振興財団個人情報保護規程に基づき、適正に 取扱います。
- (2) 入室決定者の申請書は入室後の連絡等にも使用します。
- (3) 使用者に関する情報を使用者の同意の上で、提供または公開することがあります。

18、その他

- (1) 建物の保全、防火、防犯または救護等に関して必要があるときは無断でレジデンススペース に立ち入ることがありますのでご協力ください。
- (2) 震災、風水害、火災、紛失、盗難、感染症の蔓延等または設備の故障等による損害について 北区文化振興財団は責任を負いません。

19、応募・問合せ先

- ・公益財団法人北区文化振興財団 レジデンススペース入室者募集担当
- · 住 所: 〒114-0003 東京都北区豊島5-3-13
- ・電 話:03-6338-5711 (9時~17時、月曜日等休館日を除く)

FAX : 03 - 3913 - 8364

メール: kcf_bunkasinkou@kitabunka. tokyo

・文化芸術活動拠点「ココキタ」の概要はホームページをご覧ください。 https://www.kitabunka.or.jp/cocokita/

年	月	日

この募集要項を理解・同意した上で、申請します。

本人又は代表者自著:	